

南関町家庭内保育世帯応援金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、乳幼児を家庭内で保育する保護者に対して、家庭内保育世帯応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、当該保護者の負担を軽減し子育て支援を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において次の号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内で保育する乳幼児 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、託児所及び児童福祉施設（以下「保育所等」という。）に入所していない乳幼児をいう。
- (2) 保護者 同一世帯で年齢が0歳（ただし、誕生した日から満4ヶ月未満を除く。）から満6歳までの間にある未就学の乳幼児を保育し、保護している者をいう。

(応援金交付対象者)

**第3条** この要綱において応援金交付対象者は、次の号のいずれにも該当する者に対して交付する。

- (1) 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をして居住している乳幼児の保護者とする。
- (2) 育児休業基本給付金を受けていない保護者とする。
- (3) 第11条に規定する応援金の交付時期において、町税等の滞納がない世帯に属する保護者とする。
- (4) その他町長が認める、乳幼児を保育する保護者とする。

(応援金の額)

**第4条** 応援金の額は、乳幼児一人につき、満1歳未満は月額1万円、満1歳以上から満6歳までは月額5千円とする。

2 交付対象月の算定にあたっては、月初日において対象要件を満たし、かつ、当該月末日において対象要件を満たしているものに限る。

(利用の登録)

**第5条** 応援金の交付を受けようとする乳幼児の保護者は、南関町家庭内保育世帯応援金交付登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(応援金の交付申請)

**第6条** 応援金の交付を受けようとする乳幼児の保護者（以下「申請者」という。）は、町長に対して南関町家庭内保育世帯応援金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める必要書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 世帯の町税等の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の提出については、第3条の要件に該当しなくなった月又は毎年度末の月に町長に提出するものとする。

(応援金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、応援金を交付することが適当と認められるときは応援金の交付を決定し、申請者に対し南関町家庭内保育世帯応援金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、応援金を交付すべきものと認められないときは、南関町家庭内保育

世帯応援金交付申請（請求）却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

**第8条** 交付決定を受けた申請者は、申請した内容に変更があったときは、南関町家庭内保育世帯応援金交付決定内容変更届（様式第5号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（交付の変更）

**第9条** 前条の規定により変更の届出の提出があったときは、その内容を審査し、応援金の交付の変更決定を、申請者に対し南関町家庭内世帯応援金交付変更（取消し）通知書（様式第6号。以下「交付変更（取消し）通知書」という。）によりその旨を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、応援金を交付することが適当と認められない場合は、応援金の交付取消しを、申請者に対し交付変更（取消し）通知書によりその旨を通知するものとする。

（応援金の請求）

**第10条** 応援金の交付決定を受けた申請者は、第3条の要件に該当しなくなった月又は毎年度末の月に南関町家庭内保育世帯応援金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（応援金の交付）

**第11条** 町長は、前条の請求を受けたときは、その内容を審査し、交付が適当と認められるときは、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により応援金を交付するものとする。

（雑則）

**第12条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。